様式第１－２号　別紙１

誓 約 書

□　私

□　当社

は、下記１及び２のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙「役員等名簿」により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１　補助事業者として不適当な者

(1)　暴力団（暴力団排除条例（平成２２年宮城県条例第６７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第２条第４号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

(2)　事業者（暴力団排除条例（平成２２年宮城県条例第６７号）第２条第７号に規定する事業者をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)をいう。以下同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。

(3)　事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4)　事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5)　事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

２　補助事業者の相手方として不適当な行為をする者

(1)　暴力的な要求行為を行う者

(2)　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3)　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(4)　偽計又は威力を用いて補助事業を担当する県職員等の業務を妨害する行為を行う者

(5)　その他前各号に準ずる行為を行う者

宮城県知事　　　　　　　　　　　　　　殿

　　　年　　　月　　　日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

様式第１－２号　別紙２

自　　　認　　　書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

宮城県知事　　　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

氏名又は名称

及び代表者氏名

　補助金の交付申請日の３年前から交付決定日までの間に、下記法令に違反し、これらの法令に基づく処罰又は命令その他不利益処分を受けていないことを自認します。

記

１　大気汚染防止法（昭和４３年法律第９７号）

２　騒音規制法（昭和４３年法律第９８号）

３　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）

４　水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）

５　悪臭防止法（昭和４６年法律第９１号）

６　振動規制法（昭和５１年法律第６４号）

７　資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第４８号）

８　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成７年法律第１１２号）

９　特定家庭用機器再商品化法（平成１０年法律第９７号）

10　ダイオキシン類対策特別措置法（平成１１年法律第１０５号）

11　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）

12　食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成１２年法律第１１６号）

13　土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）

14　使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成１４年法律第８７号）

15　使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成２４年法律第５７号）

16　公害防止条例（昭和４６年宮城県条例第１２号）

17　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例（平成１２年宮城県条例第４４号）

18　産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例（平成１７年宮城県条例第１５１号）

19　フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成１３年法律第６４号）

20　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和３年法律第６０号）

21　太陽光発電施設の設置等に関する条例（令和４年宮城県条例第３９号）

22　１から21までに掲げるもののほか、関係法令及び事業所が所在する地方公共団体における環境保全等に関する条例